

(案)

第6期川崎市男女平等推進行動計画
～かわさき☆かがやきプラン～

概要版

1 計画策定の趣旨

- 第5期川崎市男女平等推進行動計画の**計画期間の終了**に伴い、また、男女共同参画社会の形成に向けて**社会状況の変化に的確に対応**するため、**令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までを計画期間とする第6期男女平等推進行動計画**（以下「第6期行動計画」という）の**策定**を行う。
- 第6期行動計画は、令和7（2025）年3月の川崎市男女平等推進審議会からの答申で示された「計画策定に当たって重要な事項（*）」を踏まえて策定する。

（*） ①女性支援法に基づく市町村基本計画の策定及び困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援の推進
②男女共同参画に係る広報・啓発・教育の推進
③男女共同参画の視点に立った地域防災やまちづくりの推進 ほか4点。

2 計画の位置づけ

- 1 「男女共同参画社会基本法」の規定に基づく市町村基本計画（継続）
- 2 「女性活躍推進法」の規定に基づく市町村推進計画（継続）
- 3 「DV防止法」の規定に基づく市町村基本計画（**DV防止計画との統合**※1）
- 4 「女性支援法」の規定に基づく市町村基本計画（新規※2）

※1 男女平等施策を推進するためには、固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画に係る教育・啓発、女性の活躍推進、DV被害者支援、困難な問題を抱える女性への支援などに向けて、相互に関連する多様な施策を一体的に推進するため、**DV防止法の規定に基づく「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」を本計画に統合**

※2 令和4（2022）年の女性支援法制定による市町村基本計画の努力義務化を踏まえ、本計画を女性支援法に基づく市町村計画としても位置付ける。

3 計画期間

令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間

4 主な環境変化等

(1) 世界の動向

- 令和2(2020)年に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まり、生活、社会、経済に深刻な影響が顕在化したことを受け、国連女性機関（UN Women）は、感染症による危機下において女性・女兒に対する暴力が急増している状況について、各国への重点的な対応を要請する声明を発出した。
- 令和7（2025）年に世界経済フォーラムが公表した「**ジェンダー・ギャップ指数 2025**」で、**日本は148か国中118位**。主要7か国で最下位。

(2) 国の動き

雇用	● 女性活躍推進法の改正（令和7（2025）年） ● 税制改正関連法の成立（課税最低額が最大「160万円」に引き上げ）（令和7（2025）年）
DV防止 女性支援	● DV防止法の改正（保護命令の発令要件に精神的暴力も追加、被害者と同居する未成年の子どもに対する電話等禁止命令の創設、保護命令違反の厳罰化等）（令和5（2023）年） ● 女性支援法の制定（令和4（2022）年）
男女共同参画	● 令和7（2025）年「独立行政法人男女共同参画機構法」成立（令和7（2025）年） ● 第6次男女共同参画基本計画の策定 ※令和7（2025）年度予定

(3) 川崎市の状況

世帯の状況	● 今後、少子高齢化の進展が見込まれている。（市内65歳以上人口：令和7（2025）年：32.2万人 ⇒ 令和32（2050）年：46.5万人） ● 未婚の割合が増加している。（平成12（2000）年：34.3%⇒令和2（2020）年：35.7%） ● 世帯数は増加を続けているが、1世帯当たりの人員が減少している。 （世帯数/単独世帯割合 平成12（2000）年：539,836世帯/38.0%⇒令和2（2020）年：745,988世帯/ 45.7%）
企業や働く人の 状況	● 約4万の事業所があり、事業所数は増加傾向。特に、「情報通信業」「学術研究、専門・サービス業」「医療、福祉」の事業所の増加が顕著。 ● 事業所の約99%が、従業員300人未満の中小企業。 ● 従業員300人未満の事業所で働く人の割合は約77%。 ● 市内の15歳以上の就業者は増加を続けている。 ● 男性で最も多い所得層は、多い順に、「400～499万円」、「300～399万円」、「200～299万円」。 ● 女性で最も多い所得層は、多い順に、「200～299万円」、「100万未満」、「300～399万円」。

5 これまでの取組状況、現状と課題

(1) 第5期行動計画の取組状況 (R4～7年度)

数値目標の達成状況

- 第5期行動計画では8つの数値目標を設定し、計画策定時の数値と現状値を比較すると、**8項目中7項目で数値が改善し、うち3項目の目標を達成した。**

* : 目標達成に向けて
計画値よりも減少させるべき項目

● : 現時点で目標達成
○ : 目標未達だが状況改善
△ : 現時点で目標未達

項目	計画策定時 【年度】	現状値 【年度】	目標値 【令和7年度】
性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合（男女が平等になっていると思う市民の割合）	38.9% 【令和3年度】	41.9% 【令和5年度】 ●	40%以上
審議会等委員に占める女性の割合	31.2% 【令和3年度】	34.2% 【令和6年度】 ○	40%以上
女性委員ゼロの審議会等の数 *	22 【令和3年度】	20 【令和6年度】 ○	0
市役所課長級職員に占める女性の割合	24.0% 【令和3年 4月1日現在】	25.8% 【令和7年 4月1日現在】 ○	30% 【令和8年 4月1日まで】
就業に関する総合相談窓口「キャリアサポートかわさき」における女性年間就職決定者数	236人 【令和2年度】	263人 【令和6年度】 ○	278人以上
ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合	76.8% 【令和2年度】	74.7% 【令和6年度】 △	80%以上
配偶者が出産した市役所職員に占める育児休業取得者割合	17.8% 【令和2年度】	72.1% 【令和6年度】 ●	30%以上
「かわさき☆えるぼし」 認証企業数	83 【令和3年度】	146 【令和6年度】 ●	100以上

(2) 第3期DV防止計画の取組状況 (R3～7年度)

数値目標の達成状況

- 第3期DV計画では8つの数値目標を設定し、計画策定時の数値と現状値を比較すると、**8項目中6項目で数値が改善し、うち2項目の目標を達成した。**

* : 目標達成に向けて
計画値よりも減少させるべき項目

● : 現時点で目標達成
○ : 目標未達だが状況改善
△ : 現時点で目標未達

項目	計画策定時 【平成26年度】	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和5年度】
夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合			
①「平手で打つ」（身体的暴力）	①78.6%	①83.9% ○	①87.0%
②「殴るふりをしておどす」（精神的暴力）	②68.5%	②74.4% ○	②78.0%
③「必要な生活費を渡さない」（経済的暴力）	③78.9%	③83.5% ○	③88.0%
④「性的な行為を強要する」（性的暴力）	④88.4%	④91.3% ○	④98.0%
⑤「交友関係や電話を細かく監視する」（社会的暴力）	⑤57.9%	⑤69.1% ●	⑤62.0%
「デートDV」という言葉とその内容の認知度	39.8%	61.0% ●	45.0%
配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度	34.0%	33.1% △	40.0%
DV被害にあった際に、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合 *	52.9%	56.3% △	45.0%

※目標値の設定が令和5年度となっているのは、当初の計画期間が令和5年度までとなっていたことによる。

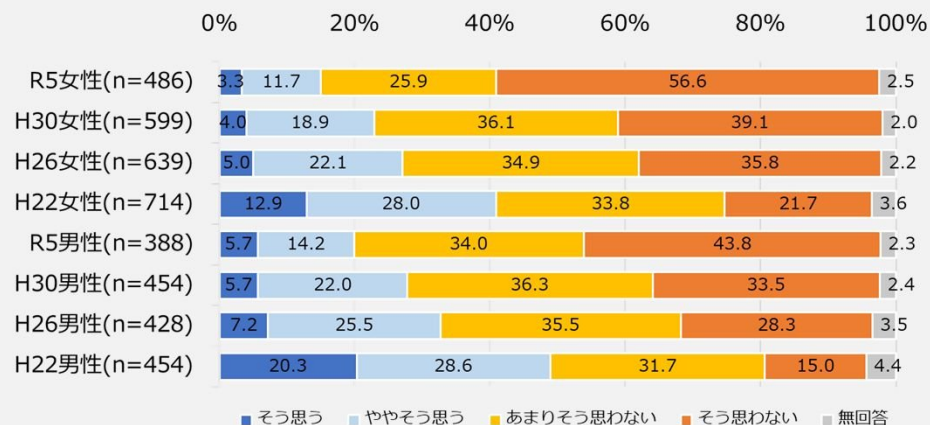
(3) 現状と課題

ア 男女共同参画やジェンダー平等に係る理解

現状

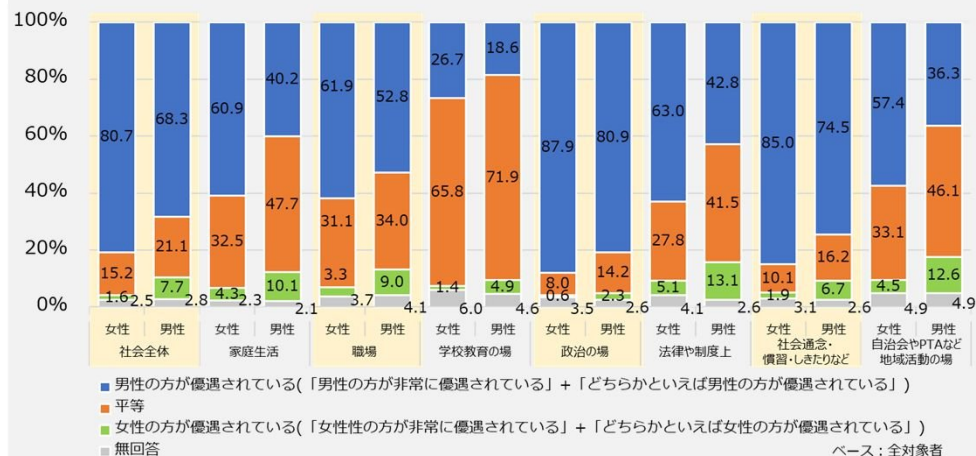
- 「男は外で働き、女は家庭を守るのが望ましい」という固定的な性別役割分担意識について、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した人の割合は、男女ともに経年で減少しているなど、**男女共同参画に向けた意識の醸成は徐々に進んでいる**。
- 社会全体における男女の地位の平等感については、男性の方が優遇されていると回答した割合が男性で7割弱、女性で8割を超えており、特に職場や政治の場、社会通念や慣習・しきたりにおいて、**「男性が優遇されている」と感じている割合が高い**。

【図表】「男は外で働き、女は家庭を守るのが望ましいか」について（川崎市）



(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（令和5(2023)年）

【図表】男女の地位の平等感（川崎市）



(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（令和5(2023)年）

課題

- **固定的な性別役割分担意識**、性に関する**アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消**することが重要であり、市民全体の意識改革や理解促進に取り組むことが必要。
- 発達段階に応じた人権教育や、多様な生き方・働き方を可能とするキャリア教育を推進するとともに、教員や保護者等の男女共同参画に関する認識を深めていくことが必要。

(3) 現状と課題

イ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

現状

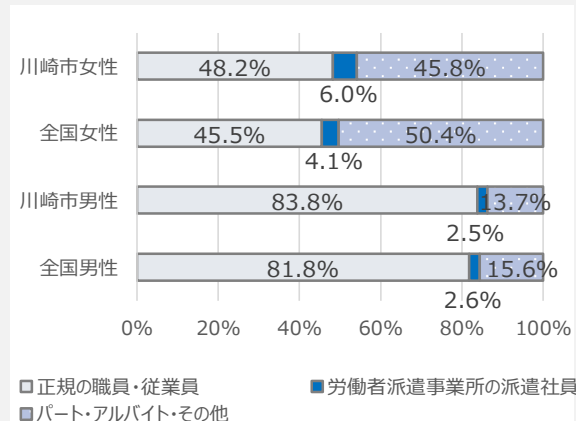
- 政策・方針決定過程における女性の参画拡大に向けて設定した**市の審議会等委員及び課長級職員に占める女性の割合について、目標を達成できていない。**
- 女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブについては改善傾向にあるが、**女性の就業形態は非正規雇用が多く**、年代が上がるにつれて増加する傾向があり、男女間の賃金差異が生じる要因にもなっている。
- 女性の就労は拡大しながらも、家庭内での分担状況を見ると、**家事や育児・介護は女性に偏っている**状況である。

〔図表〕 審議会等委員に占める女性の割合
及び女性委員ゼロの審議会等の数（川崎市）



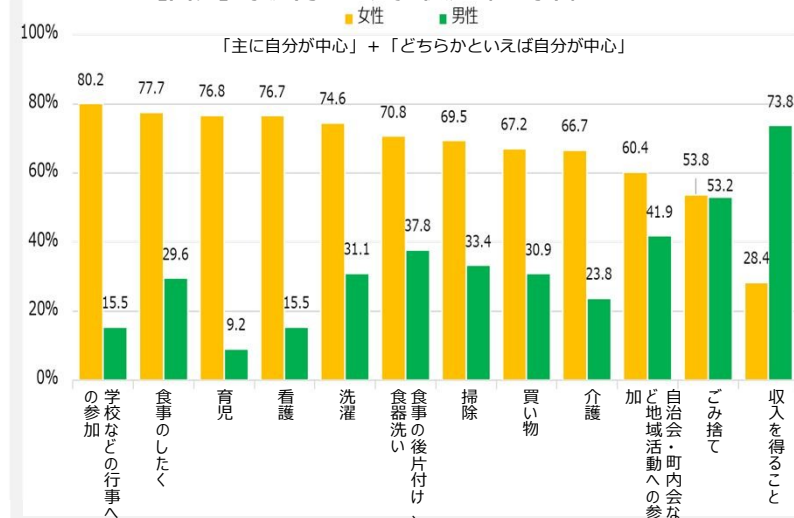
（資料）市民文化局調べ

〔図表〕 正規・非正規雇用の割合（全国・川崎市）



（資料）令和2(2022)年国勢調査を基に市民文化局作成

〔図表〕 家庭内での分担状況（川崎市）



（資料）かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（令和5(2023)年）

課題

- 方針決定過程への女性の参画を進めるために、**市が率先して取組を進める**とともに、**地域事業者や団体に向けて広く意識啓発と働きかける**ことが必要。
- 一人ひとりの女性がライフイベントに合わせて希望する働き方が実現できるよう、就労支援や起業を含む**多様な働き方やキャリア形成支援**を推進していくことが必要。
- 長時間労働の是正など働き方の見直しや、男性の育児・介護休業取得促進など、**男性の家庭生活への参加に向けた支援**を推進していくことが必要。

第6期行動計画への反映

目標Ⅱを「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」として、働く場における女性の活躍推進等に取り組む。

目標Ⅱ 基本施策3～7

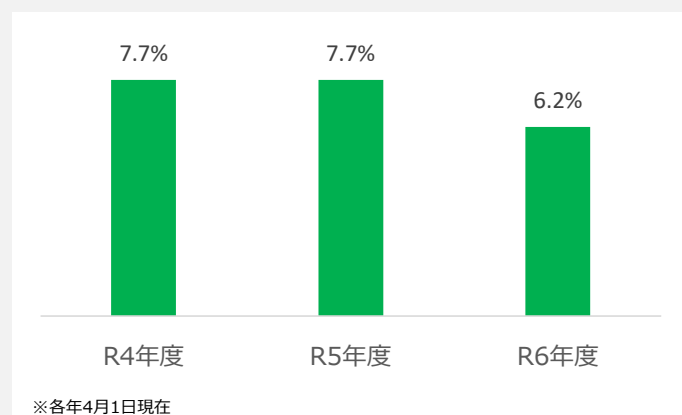
(3) 現状と課題

ウ 地域における男女共同参画の推進

現状

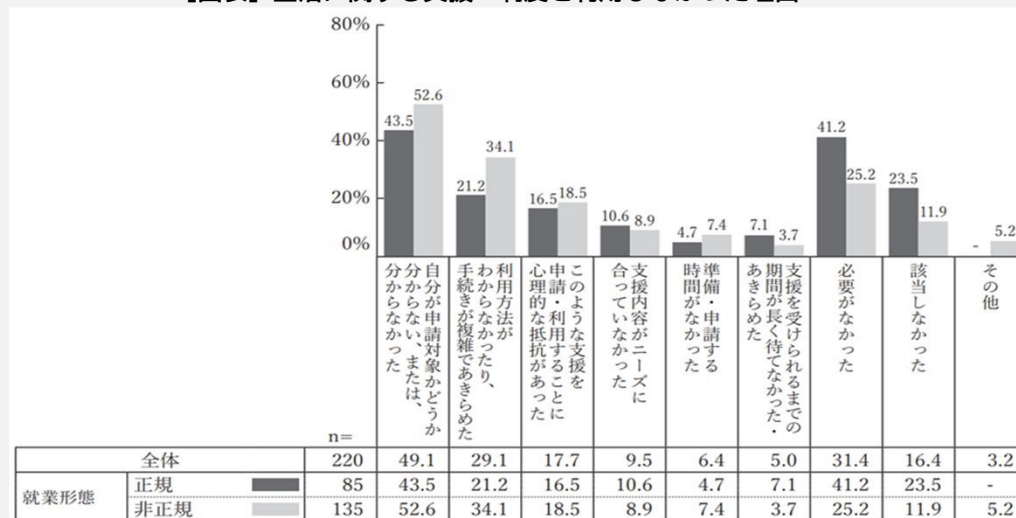
- 本市では、避難所運営マニュアルで要配慮者への臨機応変な対応等を明記し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない炊き出しなど、地域の人が参画する避難所運営会議を中心に活発な検討が行われてきたが、**地域防災組織における女性リーダーの数は少ない**状況である。
- 行政の支援や各種制度等の存在を認識していても自身が対象者か分からず利用しない方や、キャリアや健康問題、家族関係など複合的な問題を抱えながらも**行政の支援につながってこなかった方も多い**。

〔図表〕 防災組織に占める女性委員の割合



(資料) 市民文化局

〔図表〕 生活に関する支援・制度を利用しなかった理由



(資料) 川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査 ―アンケート調査報告書―

課題

- 地域防災の取組に男女共同参画の視点が浸透するよう、庁内関係部署と地域が連携して防災体制を構築していくことが引き続き重要。また、**地域防災における女性の参画拡大**に向け、女性が重要や担い手であることの意識啓発や女性が積極的に地域防災の意思決定の場に参加できるよう取組を進める。
- 貧困等生活上の困難に直面する女性が抱える困難の実態を把握し、支援の手法を検討するとともに、地域で安心して妊娠・出産、子育てができる環境整備や、幅広い対象者への情報提供及び**多様な機関との連携等による継続的な支援**が必要。

第6期行動計画への反映

目標Ⅲを「地域における男女共同参画の推進」として、男女共同参画の視点からの防災対策の推進、貧困等生活上の困難に直面する女性への支援等に取り組む。

目標Ⅲ 基本施策8～10

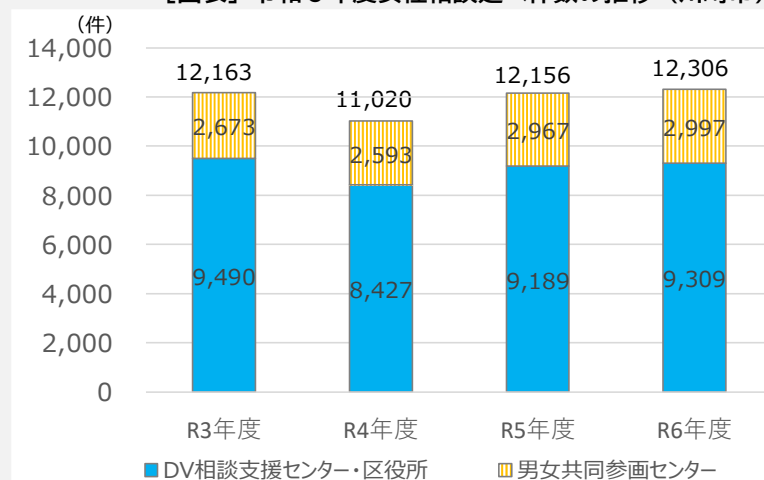
(3) 現状と課題

Ⅰ 女性支援法の施行を踏まえた取組の推進

現状

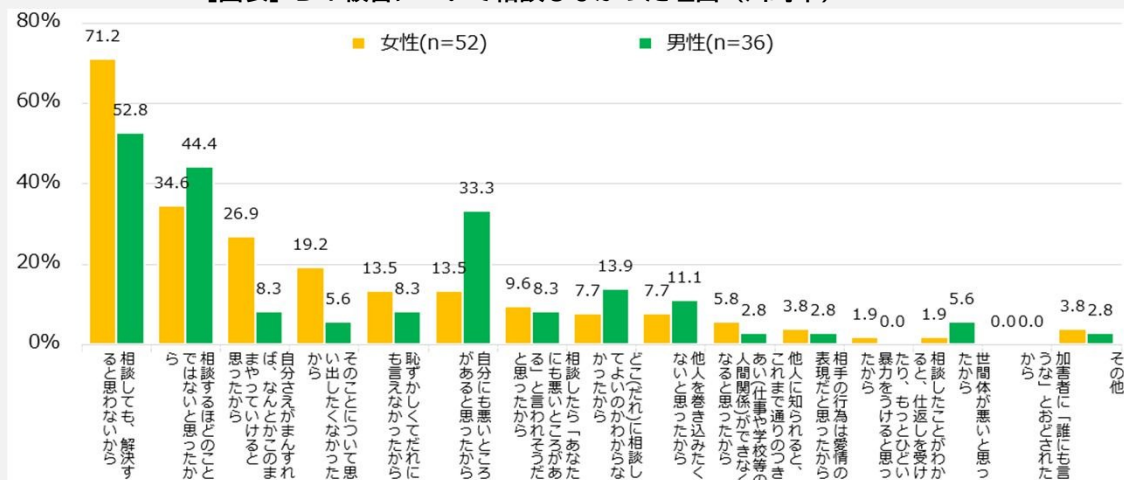
- 本市の女性相談件数は近年1万1千～2千件前後で推移している。
- DV被害に遭った際に相談しなかった者は女性48.1%、男性67.9%で、相談しなかった理由は、男女とも「相談しても解決すると思わないから」の理由が最多であり、**DVに悩みながらも相談に至っていない潜在的被害者が多い状況**が見られる。

【図表】令和6年度女性相談延べ件数の推移（川崎市）



(資料) 市民文化局

【図表】DV被害について相談しなかった理由（川崎市）



ベース：配偶者・パートナーから受けたDV被害について相談しなかった人

(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（令和5(2023)年）

課題

- 女性支援法の成立を踏まえ、市町村については、困難な問題を抱える女性等への支援に必要な施策を講じる責務が明確化され、**関係機関等との連携・協働**により、包括的な支援を提供する体制の整備に努めることが求められている。
- 体制整備にあたっては市町村計画を策定し、**新たな支援の枠組みである支援調整会議**を中心に施策の円滑かつ効果的な実施を図ることが重要。

第6期行動計画への反映

新たに目標Ⅳを
女性支援法とDV防止法に基づく市町村計画と位置付け、
女性支援並びにDV防止及びDV被害者支援を推進

目標Ⅳ 基本施策11～12
目標Ⅲ 基本施策9

1 基本的な考え方

① 目標Ⅰ～Ⅲは、第5期行動計画から継続設定

男女共同参画社会の形成の促進には、市民の暮らすあらゆる場面での取組が必要であり、第5期行動計画の取組状況から、引き続き「教育・啓発」、「職業生活・家庭生活」、「地域」という男女共同参画の重要な領域について目標を掲げる。

② 新たに目標Ⅳ「DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援」を設定

女性支援法に基づく女性支援は、これまで取り組んできたDV被害者支援とも親和性が高く、一体的に推進することが望ましい。
また、困難を抱える女性が安心して自立した生活を実現できるよう支援を行うことは、男女共同参画社会の形成において重要な施策である。

③ 目標Ⅳは、目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの施策との相互の関連性を考慮しながら、一体性をもって推進

就労支援や居住支援、地域での居場所づくり支援、健康支援など、目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに位置付けられる多様な施策と相互の関連性を考慮しながら、一体性をもって取組を推進する。

2 目標及び数値目標

目標

目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

目標Ⅳ DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援

(※目標Ⅰ～Ⅲと連動・一体性をもって推進)

数値目標

 7つの数値目標を設定

目標達成に向け、各事業の取組の一層の推進を図る。

〔第6期行動計画の数値目標〕

項目	【目標-基本施策】	現状値 【年度】	目標値 【令和11(2029)年度】
男女平等施策を推進するための拠点機能を担う 川崎市男女共同参画センターの認知度	【Ⅰ-1】 【Ⅳ-11】	女性：34.6% 男性：22.2% 【令和5（2023）年度】	女性：40% 男性：30% 【令和10（2028）年度末】※
市の審議会等委員に占める女性の割合	【Ⅱ-3】	34.2% 【令和6（2024）年度】	40%以上
市の管理職に占める女性比率	【Ⅱ-3】	25.1% 【令和6（2024）年度】 （令和7年4月1日現在）	30%以上 （令和12年4月1日まで）
「かわさき☆えるぼし」認証企業数	【Ⅱ-7】	146社 【令和6（2024）年度】	200社以上
男女共同参画の視点に立った地域防災の研修等の回数	【Ⅲ-8】	17回 【令和6（2024）年度】	20回以上
女性相談支援に携わる職員が参加した研修及び連絡会議等の回数	【Ⅳ-11】	65回 【令和6（2024）年度】	72回以上
配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度	【Ⅳ-12】	33.1% 【令和5（2023）年度】	40%以上 【令和10（2028）年度末】※

※令和10（2028）年度末に実施予定である第7期行動計画策定に向けたアンケート調査で数値を確認するため、目標値についても令和10（2028）年度末時点に設定。

3 施策・事業体系

- ✓ 4つの目標の下に、12の基本施策、45の施策、161の事業を位置づける。
関係部署が一層の連携を図り、一体的な推進を目指す。

〔第6期行動計画の全体構成〕

目標	基本施策	施策・事業	
1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 2 男女共同参画の視点に立った理解の促進	7 施策	20 事業
2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大 4 働く女性・働きたい女性の活躍推進 5 誰もが働きやすい環境づくりと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 6 男性にとっての男女共同参画の理解の促進及び家庭生活への男性の参画促進 7 女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進	17 施策	58 事業
3 地域における男女共同参画の推進	8 地域活動における男女共同参画の推進 9 地域での課題解決や支援の推進 10 生涯を通じた健康支援	15 施策	48 事業
4 DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援 ※目標Ⅰ～Ⅲと連動・一体性をもって推進	11 困難な問題を抱える女性等に対する支援の推進 12 性別に基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進	6 施策	35 事業

〔第6期行動計画体系図〕



目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

性別にかかわらず、誰もが互いに一人ひとりの個性と能力を認め、尊重し合うことは、男女共同参画社会を実現するうえで重要であり、市の施策が固定的な性別役割分担意識等を助長することがないよう職員の意識向上を図るとともに、性別によって異なるニーズがあることを踏まえて施策を推進する。

基本施策1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

- 家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場面において、幅広い世代の市民に対し啓発の実施や、教育・学習機会の提供を推進する。
- 次世代を担う子ども・若者に対して、子どものころから男女共同参画や性別にかかわる人権問題、SDGsについて学ぶ教育を推進する。

主な施策

施策1	固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発の推進
施策3	就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進

ほか2施策

基本施策2 男女共同参画の視点に立った理解の促進

- 男女共同参画の視点を取り入れて施策を推進できるよう、研修等を通じた市職員の意識向上を全庁的に進める。
- 市の施策推進に向けた調査等は、ジェンダー統計の視点に基づいて実施する。

主な施策

施策5	市職員の意識向上
-----	----------

ほか2施策

目標Ⅱ

職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画、男女共に働きやすい職場環境づくり、男性の家庭生活への参画促進に向けた取組を一体的に推進する。

基本施策3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大

- 市の政策・方針決定過程で多様な視点に基づく意見が公平・公正に反映されるよう、審議会等委員への女性の参画、女性職員の計画的育成・管理職への登用に向けた取組を進める。
- 女性の活躍に向けた環境整備、ロールモデル、キャリア形成の推進等に向けて、市内の事業者や団体等への情報提供や働きかけを行う。

主な施策

施策8	審議会等委員への女性の参画の推進
施策9	女性職員のキャリア形成支援と管理職への登用の推進

ほか1施策

基本施策4 働く女性・働きたい女性の活躍推進

- 女性がいかなるライフステージにおいても希望に応じて働くことができるよう、女性の就業継続及び再就職・起業等への支援や、従来女性の少なかった分野へのチャレンジ支援等を推進する。
- 将来を担う子どもたちが、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに主体的に進路を選択し、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できるよう、キャリア教育を推進する。

主な施策

施策11	働く女性の就業継続とキャリアアップ支援の推進
施策13	女性の起業・事業継続に向けた支援の推進

ほか2施策

基本施策5 誰もが働きやすい環境づくりと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- 男女ともにあらゆる世代の人が、家庭生活や地域生活への参画を図りながら働き続けることができるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図るとともに、多様な働き方の啓発を進める。
- ハラスメントの根絶に向けた取組を進める。

主な施策

施策17	働き方改革と多様で柔軟な働き方の推進
------	--------------------

施策19	働く場におけるハラスメントの防止対策と被害者支援の推進
------	-----------------------------

ほか3施策

基本施策6 男性にとっての男女共同参画の理解の促進及び家庭生活への男性の参画促進

- 男性に関する固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、男性が家事・育児・介護や地域活動等に積極的に参画できる環境づくりを進める。

主な施策

施策20	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
------	----------------------------

ほか1施策

基本施策7 女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進

- 雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保、性別による固定的な業務分担の見直し、女性のキャリア形成支援や管理職登用、ハラスメント防止対策などの取組が市内企業に広く浸透するよう、啓発活動や情報提供を行うとともに、認証制度等を通じて企業の取組を支援します。

主な施策

施策22	女性の活躍推進や多様な働き方、ハラスメント防止に向けた企業への啓発の推進
------	--------------------------------------

施策23	女性の活躍推進や働き方改革に取り組む企業への支援の推進
------	-----------------------------

ほか1施策

目標Ⅲ

地域における男女共同参画の推進

防災など地域における方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、誰もが安心して暮らすことができる環境の整備を推進する。

また、一人ひとりが自らの身体について正しい意識を持ち、生涯にわたって地域で健康に生活できるよう、ライフステージに応じた健康づくりを推進する。

基本施策8 地域活動における男女共同参画の推進

- 男女共同参画の視点からの地域活動を促進するとともに、防災を含む地域における方針決定過程への女性の参画拡大を推進する。
- 男性の地域活動への参画や、子ども・若者が固定的な性別役割分担意識に捉われずに社会参画できるよう、啓発や教育機会の提供を推進する。

主な施策

施策27	地域防災における男女共同参画の推進
------	-------------------

施策28	地域における男性、子ども・若者の参加促進
------	----------------------

ほか2 施策

基本施策9 地域での課題解決や支援の推進

- 様々な困難を抱える人々が、社会の重要な一員であると感じ、安心して暮らすことができる環境の整備に向けて、個々の状況に応じた支援を推進するとともに、多様性を認め合う社会に向けた啓発等に取り組む。

主な施策

施策30	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
------	-----------------------

ほか7 施策

基本施策10 生涯を通じた健康支援

- 誰もが生涯を通じて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）が保障され、心身及びその健康について主体的に決定できるよう、ライフステージに応じた情報提供や支援を行う。
- 若い世代が、正確な知識や情報に基づいて、自らの性や互いの性差を理解し尊重し合うことができるよう、教育と啓発を推進する。

主な施策

施策37	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する理解の促進と生涯にわたる健康づくりの推進
------	---

施策38	妊娠・出産期における健康支援と安心して出産・子育てができる環境づくり
------	------------------------------------

ほか1 施策

目標Ⅳ DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援

暴力を容認しない社会環境の整備に向けて情報提供・啓発を推進していくとともに、被害者に対しては、その意思を尊重しニーズに合わせて関係機関が連携しながら支援を行う。

女性が直面する問題は複雑化しており、支援ニーズも多様化していることから、困難な問題を抱える女性等に寄り添ったきめ細かな支援が求められている。

基本施策11 困難な問題を抱える女性等に対する支援の推進

- 困難な問題を抱える女性に対して、関係機関等と連携・協働し、支援対象者の意思を尊重した相談支援や自立に向けた支援に取り組む。
- これまで相談に繋がってこなかった支援対象者の早期把握に努め、相談後も継続して必要な支援に繋がることができるよう、体制の整備と相談窓口の周知を行う。

主な施策

施策40	様々な機関と連携・協働した支援体制の充実
------	----------------------

施策41	早期把握に向けた連携及び安心して相談できる窓口の整備と周知
------	-------------------------------

ほか 1 施策

基本施策12 性別に基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進

- DV被害者支援に当たっては、個々の状況やニーズに応じた相談、保護、自立に向けた支援を関係機関が連携して行う。
- DVや性暴力防止に向けた理解を促進し、若い世代に対しては人権教育や予防啓発を実施し、被害者及び加害者を生み出さないための取組を推進する。

主な施策

施策43	DV被害者の安全確保と相談・自立支援の推進
------	-----------------------

施策45	性犯罪やハラスメントの防止に向けた啓発と被害者支援の推進
------	------------------------------

ほか 1 施策

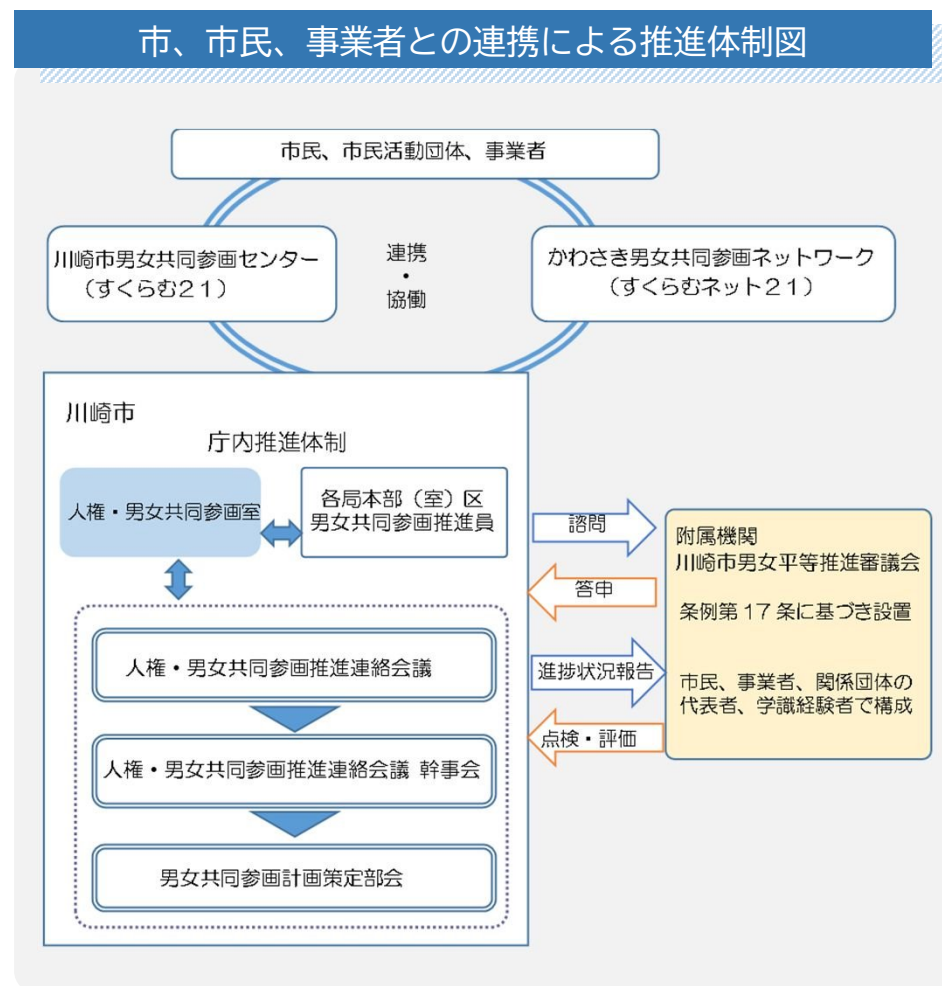
1 推進体制

- ✓ 第6期行動計画の推進に当たっては、附属機関である川崎市男女平等推進審議会、庁内の関係会議等、本市の男女平等の拠点施設である川崎市男女共同参画センター、かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）など、**市、市民、事業者との連携により取組を進める。**
- ✓ DV被害者支援や困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、関係機関や民間団体等と連携・協力して取組を進めていく。

2 計画の点検・評価

- ✓ 事業の進捗状況についての所管課及び男女共同参画推進員からの報告と審議会での評価結果を、年次報告書としてまとめ、市民に公表する。
- ✓ 報告書の作成に当たっては、計画の進捗状況や主要な取組を精選して市民に分かりやすく示すなど、**効率的・効果的な進行管理を行う。**

市、市民、事業者との連携による推進体制図



3 参考数値

✓ 計画については、以下の項目の数値の推移や各取組状況を踏まえ、進捗状況を確認する。

目標	基本 施策	項目	現状値 【年度】	推移の 方向
I	1	ホームページアクセス件数（川崎市男女平等施策のページ、男女共同参画センターのホームページ）	168,220件 【令和6(2024)年度】	増加
	2	市職員に向けた男女共同参画に関する研修等の実施回数	8回 【令和6(2024)年度】	現状値以上
II	3	女性委員ゼロの審議会等の数	20 【令和6(2024)年度】	減少
	4	キャリアサポートかわさき等の市の就業支援事業による女性の就職決定者数	263人 【令和6(2024)年度】	増加
	5	男性職員の育児休業取得率（2週間以上の取得のみ） （市長事務部局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局）	93.2% 【令和6(2024)年度】	現状値以上
	6	両親学級事業におけるパートナーの出席率	93.9% 【令和6(2024)年度】	現状値以上
	7	女性の活躍推進や多様な働き方、ハラスメント防止に関する講座の受講企業数	23社 【令和6(2024)年度】	増加
III	8	町内会・自治会の会長に占める女性の割合	10.7% 【令和6(2024)年度】	増加
	9	かわさき若者サポートステーション事業登録者数	185人 【令和6(2024)年度】	—
	10	乳児家庭全戸訪問事業の実施率	99.0% 【令和6(2024)年度】	維持
IV	11	女性相談延べ件数	12,306件 【令和6(2024)年度】	—
	12	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①「平手で打つ」（身体的暴力） ②「殴るふりをしておどす」（精神的暴力） ③「必要な生活費を渡さない」（経済的暴力） ④「性的な行為を強要する」（性的暴力） ⑤「交友関係や電話を細かく監視する」（社会的暴力）	①83.9% ②74.4% ③83.5% ④91.3% ⑤69.1% 【令和5(2023)年度】	増加
		DV被害にあった際に、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合	56.3% 【令和5(2023)年度】	減少